

Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 貸倒引当金勘定への繰入限度額(法令96④十四、改正法令附則2)	○ 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人の範囲に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が追加されました。	平 24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 海外投資等損失準備金(措法55①、68の43①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 金属鉱業等鉱害防止準備金(措法55の5①、68の44①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 特定災害防止準備金(措法55の6①、68の46①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 関西国際空港用地整備準備金(措法57の7、68の57、措令33の6の2、39の84の2、改正法附則1二イ、25①、36①) 中部国際空港整備準備金(措法57の7の2、68の57の2)	○ 関西国際空港整備準備金制度は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社が、適用事業年度において、空港用地整備費用の支出に備えるため、一定の金額を関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金の額に算入することができるという制度に改組されました。 なお、この準備金については、基準事業年度(適用事業年度の最後の事業年度をいいます。以下同じです。)後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越されたものがある場合には、その基準事業年度の終了の日における準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して定める期間の月数で除して計算した金額に相当する金額を、益金の額に算入することとされました。 また、中部国際空港に係る措置は引き続き措置することとされました。	平24.7.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。 —
(6) 社会・地域貢献準備金(旧措法57の9、68の58の2、旧措令33の8、39の85の2、改正法附則1十三、25②③、36②③)	○ 本制度は廃止されました。	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)の施行の日を含む事業年度開始の日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。なお、同法の施行の日を含む事業年度開始の日において有する社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています。

IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3④九、68の68④、措令38の4⑨④④、措規21の19②九イ・ロ、平24国土交通省告示第395号）	○ 適用除外の対象となる売渡し請求等に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、その対象が施行再建マンションの住戸の規模及び構造が一定の基準に適合する場合のそのマンション建替事業の用に供する土地等の譲渡に限定されました。	本制度は、平10.1.1から平25.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①三、68の75①、旧措令39の5⑥⑩、旧措規22の5①五、③、改正法附則27①、38①）	○ 特別控除の適用対象となる特定の民間住宅地造成事業等のための土地等の譲渡について、その対象から一団の住宅建設に関する事業に係る土地等の譲渡が除外されました。 ○ 一団の宅地造成に関する事業の用に係る土地等の譲渡の適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されました。	平24.1.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については従来どおり適用されます。 —
(3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7①表九、65の8①、65の9①、68の78①表九、68の79①、68の80①、措令39の7⑧、39の106③、措規22の7②⑤、22の69②⑤、改正法附則27②、38②、改正措令附則15、26、平24国土交通省告示第507号）	○ 長期所有の土地等に係る措置について、適用対象となる買換資産のうち土地等の範囲が特定施設（事務所等の一定の施設をいいます。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含みます。）又は駐車場の用に供されるもの（一定のやむを得ない事情があるものに限り。）で、その面積が300平方メートル以上のものに限定されました。 また、その買換資産のうち貨物鉄道事業用の機関車の範囲から専ら車両の入換えを行うため使用されるものが除外されました。 ○ 長期所有の土地等に係る措置について、適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されました。	平24.1.1以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用され、同日前に資産の譲渡をして、同日前に取得をした資産又は同日以後に取得をする資産及び同日前に資産の取得をして、同日以後に譲渡をする資産については従来どおり適用されます。 —
(4) 特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の所得の特別控除（沖縄復帰特措令63の3、63の4、沖縄復帰特措省令11の3、11の4、改正沖縄復帰特措令附則）	○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する法人が、同法の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等に当該土地の譲渡をしたときは、当該譲渡を収用換地等による譲渡に該当するものとみなして、収用換地等の場合の所得の特別控除の規定を適用することとされました。	平24.4.1から施行されます。

V 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4⑨、68の9⑨）	○ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除を選択できる措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（10ページ(1)参照）と同様の改正が行われました。	10ページ(1)の適用時期と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法42の6②、68の11②、措令27の6③、39の41①、措規20の3①③⑤⑥、22の25①②、改正法附則20、31、改正措規附則11、14)		
(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①、68の13①、措令27の9①②④～⑨、39の43②、措規20の4②、22の26②、改正法附則21、32、改正措令附則11、18)	○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 観光振興地域に係る措置の見直し (イ) 観光振興地域に係る措置について、対象地域が提出観光地形成促進計画において観光地形成促進地域として定められている地区とされました。 (ロ) 対象資産である特定民間観光関連施設について、所要の見直しが行われました。 ロ 情報通信産業振興地域に係る措置の見直し (イ) 情報通信産業振興地域に係る措置について、対象地域が情報通信産業振興地域として指定された地区とされました。 (ロ) 対象事業及び対象資産について、インターネット付随サービス業及びその事業に係る事務所用、作業場用又は研究所用の建物が追加されました。 ハ 産業高度化地域に係る措置の見直し 特定地域における工業用機械等の特別償却(11ページ(5))のイ(イ)から(ホ)までと同様の改正が行われました。 ニ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置の見直し 特定地域における工業用機械等の特別償却(11ページ(5))のロ(イ)及び(ロ)と同様の改正が行われました。 ○ 適用期限が平成29年3月31日まで5年延長されました。	平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。
(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の10、68の14、旧措令27の10、39の44、旧措規20の5、22の27、改正法附則22、33、改正措令附則12、19、改正措規附則12、15)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に承認経営革新計画に係る承認を受けた法人が平25.3.31以前に取得等をする経営革新設備等については、従来どおり適用されます。
(5) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12①、68の15の2①、措規20の7①、22の29①)	○ 適用要件について、適用年度開始の日の前日における雇用者数が零である場合には基準雇用者割合による判定を行わないことが明確化されました。	—

VI その他の改正

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 再生計画認可の決定に準ずる事実等(法令24の2②一、改正法令附則3)	○ 政府関係金融機関の範囲に、株式会社国際協力銀行が追加されました。	平24.4.1以後に再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた場合について適用されます。
(2) 国庫補助金等の範囲(法令79四、改正法令附則1、4)	○ 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳制度における国庫補助金等の範囲に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく新関西国際空港株式会社	平24.7.1以後に交付を受ける補助金について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
	の補助金が追加されました。	
(3) 適格合併等による 欠損金の引継ぎ等 (法令112②) (法令112⑤一、⑧)	○ 適格合併等が行われた場合のみなし欠損金額の帰属事業年度について、これを明確化するための所要の整備が行われました。 ○ 特定資産譲渡等損失額に相当する金額の計算の対象外となる帳簿価額が1,000万円未満の資産であるかどうかの判定時期について、最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度の開始の日であることが明確化されました。	— —
(4) 確定給付企業年金 等の掛金等の損金算 入(法令135三、改正 法令附則1)	○ 損金の額に算入される掛金等の範囲から、適格退職年金契約を解除することにより事業主に返還される資産で資産管理機関に移換するものが除かれました。	平24.4.1から施行されます。
(5) 退職年金等積立金 に対する法人税の特 例(法附則20④、法規 附則8、措法68の4)	○ いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約として、平成24年4月1日において退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者等となっていることなど、一定の事実が生じている場合には、引き続き適格退職年金契約として本制度の対象となることとされました。	平11.4.1から平26.3.31までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対しては、法人税を課さないこととされています。
(6) 沖縄の認定法人の 所得の特別控除(措 法60①、68の63①、改 正法附則26、37) (措法60①、68の63 ①、措令36②、39の90 ②、改正法附則26、 37)	○ 所得控除割合が40%(改正前35%)に引き上げられました。 ○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象事業について、いわゆる専ら要件が緩和され、情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域又は金融業務特別地区以外の地域において、特定情報通信事業、特定国際物流拠点事業又は金融業務に係る事業に関連する事業を行うことができることとされました。 ロ 情報通信産業特別地区に係る措置について、対象となる地区が情報通信産業特別地区として指定された地区とされました。 ハ 特別自由貿易地域に係る措置について、対象となる地区が国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とされ、対象となる事業が特定国際物流拠点事業とされました。 ○ 適用期限が平成29年3月31日まで5年延長されました。	平24.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 同上 —
(7) 交際費等の損金不 算入(措法61の4①、 68の66①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 使途秘匿金の支出が ある場合の課税の特 例(措法62①、68の67①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(9) 中小企業者等以外の 法人の欠損金の繰戻し による還付の不適用(措 法66の13①、68の98①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(10) 適格退職年金契約に 係る退職年金等積立金 の額の計算の特例(旧 措法68の5、旧措令39 の36、旧措規22の21)	○ 本制度は廃止されました。	—
(11) 復興特別法人税に おける基準法人税額 (復興財源確保法44、 改正法附則1、67)	○ 基準法人税額の計算について、使途秘匿金課税制度の延長に伴う所要の整備が行われました。	平24.4.1から施行されます。